



大津市公報

平成 25 年 12 月 27 日
号外 (第 76 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
138	大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則..... 1
139	大津市市税規則の一部を改正する規則..... 1
140	大津市病院事業財務規則の一部を改正する規則..... 4
141	大津市創作展示館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 4
告 示	
282	大津市木戸コミュニティセンターの指定管理者の指定について..... 7
283	大津市立母と子の家しらゆりの指定管理者の指定について..... 7
284	大津市老人福祉センターの指定管理者の指定について..... 7
285	大津市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について..... 7
286	大津市おごと温泉観光公園の指定管理者の指定について..... 7
287	真野舟だまり及び西ノ切舟だまりの指定管理者の指定について..... 8
288	若宮舟だまり及び大津舟だまりの指定管理者の指定について..... 8
289	大津湖岸なぎさ公園ヴェルツブルクハウスの指定管理者の指定について..... 8
290	大津市自転車駐車場の指定管理者の指定について..... 8
企 業 局 管 理 規 程	
13	大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正..... 9

規 則

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。
平成25年12月27日

大津市長 越 直 美

大津市規則第138号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「年14.5パーセント」を「年14.6パーセント」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する年当たりの割合は、^{うるう}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附則第4項を附則第5項とし、附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 当分の間、第21条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

附 則

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

2 改正後の第21条第1項及び附則第3項の規定は、延滞金のうちこの規則の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

大津市市税規則の一部を改正する規則を公布する。
平成25年12月27日

大津市長 越 直 美

大津市規則第139号

大津市市税規則の一部を改正する規則

大津市市税規則 (昭和35年規則第30号) の一部を次のように改正する。

第35条第 4 項中「第21条の 2 第 1 項第 3 号イの規定に基づく滋賀県知事の指定を受けた特定非営利活動法人」を「第21条の 2 第 1 項第 4 号に規定する指定特定非営利活動法人」に改める。

様式第 6 号中「あて先」を「宛先」に、「切り捨てる」を「切り捨てる。」に、「年14.6% (納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については、大津市市税条例で定める割合 (上限は年7.3%) の割合で計算した額」を「大津市市税条例で定める割合 (上限は、年14.6% (納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間にあっては、年7.3%)) で計算した額 (100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)」に改める。

様式第50号 (表) を次のように改める。

様式第50号 (第28条関係)

(表)

(市税関係)

証明書交付・閲覧申請書

(宛先) 大津市長

年 月 日

申請者 (窓口に来られた方)	住所 (所在地)		電話番号
	氏名 (名称)	ツガナ	(自宅)
	生年月日	年 月 日	(携帯/勤務先)
証明対象者 (どなたの証明が必要ですか。)	住所 (所在地)	上記と同じ	証明対象者との続柄等
	氏名 (名称)	ツガナ 上記と同じ	本人 同一世帯(同居に限る。) の親族 () 代理人(委任状等が必要です。) その他 ()
	生年月日	年 月 日	

使用目的	扶養認定 登記	児童手当 指名願	住宅申込 融資	年金 その他 ()	就学援助費
提出先	大津市 法務局	滋賀県 勤務先	学 校 金融機関	裁判所 その他 ()	日本年金機構

必要な証明書等の種類	枚数	備考 (物件の所在地等)
所得証明 (市県民税課税 / 非課税証明) 年度の証明書は、その前年中の所得を証明することとなります。	最新年度 (申請日時点で発行可能な最新の年度) ____ 年度 ____ 年度	
納税証明	市税全て 市県民税 固定資産税 法人市民税 事業所税 最新年度 ____ 年度	
固定資産課税台帳 記載事項証明	評価証明 公課証明 (税額記載のもの) 固定資産 価格証明 (近傍地) 最新年度 ____ 年度	
固定資産課税台帳閲覧	最新年度 ____ 年度	
営業証明		
その他 ()		

本人確認	運転免許証 パスポート	健康保険証 在留カード	住基カード その他 ()	国民年金手帳	身体障害者手帳
手数料	円	受 付	作 成	受付支所	

様式第 50 号 (裏) 中「承諾書」を「委任状」に、「承諾」を「委任」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第 110 号中「年 14.6% の割合 (この通知書により指定された納期限までの期間又はその納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、大津市市税条例で定める割合 (上限は年 7.3%))」を「大津市市税条例で定める割合 (上限は、年 14.6% (この通知書により指定された納期限までの期間又はその納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間にあっては、年 7.3%))」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の大津市市税規則様式第 50 号の規定により調製した申請書は、この規則の施行後においてもこれを取り繕って使用することができる。

大津市病院事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 25 年 12 月 27 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 140 号

大津市病院事業財務規則の一部を改正する規則

大津市病院事業財務規則 (平成 9 年規則第 60 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「200 万円」を「600 万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市創作展示館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 25 年 12 月 27 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 141 号

大津市創作展示館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市創作展示館の管理運営に関する規則 (平成 7 年規則第 38 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条を次のように改める。

(展示室等の使用の申請及び許可)

第 9 条 条例第 6 条の規定により創作展示館の展示室又は創作スペース (以下「展示室等」という。) を専用して使用する許可を受けようとする者は、使用しようとする日 (引き続き 2 日以上使用しようとするときは、その最初の日) の属する月の 3 か月前の月の初日から使用しようとする日の前日までに、大津市長等創作展示館使用許可申請書 (様式第 1 号) を館長に提出しなければならない。

- 2 館長は、前項の規定による展示室等の使用の許可の申請があった場合は、これを審査の上その可否を決定し、展示室等の使用を許可するときは、大津市長等創作展示館使用許可書 (様式第 2 号) を当該申請をした者に交付する。

附則の次に次の 2 様式を加える。

様式第 1 号 (第 9 条関係)

大津市長等創作展示館使用許可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長等創作展示館長

申 請 者

住所 (所在地)

団体・機関名

代表者氏名

(電話)

大津市長等創作展示館を使用したいので、大津市創作展示館条例第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

1 使用目的 (催物名称)			
2 使用日時	年 月 日 ()	時 分 時 分	から まで
3 使用室名	展 示 室	創 作 ス ペ ー ス	
4 入場料等の徴収	有 (入場料等の金額) 無	円)	入場予定人員 人


備 考	展 示 館 受 付
	使 用 料
	納 付 年 月 日

様式第 2 号 (第 9 条関係)

大津市長等創作展示館使用許可書

年 月 日

様

大津市長等創作展示館長 

年 月 日付けで申請のあった大津市長等創作展示館の使用について、大津市創作展示館条例第 6 条の規定により、次のとおり許可します。

1 使用目的 (催物名称)			
2 使用日時	年 月 日 ()	時 分 時 分まで	
3 使用室名	展示室	創作スペース	
4 入場料等の徴収	有 (入場料等の金額 円) 無	入場予定人員	人
* 使用料	円		

【注意事項】次に掲げる事項を遵守してください。

許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。

許可を受けた室以外の室を使用しないこと。使用後は清掃し、椅子等を原状に復すること。

使用中に生じたごみは、持ち帰ること。

その他係員の指示に従うこと。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

告 示

大津市告示第282号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成25年12月27日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市木戸コミュニティセンター
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市浜大津四丁目1番1号 社会福祉法人大津市社会福祉事業団
- 3 指定管理者の指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

大津市告示第283号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成25年12月27日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市立母と子の家しらゆり
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市平津二丁目4番9号 社会福祉法人湘南学園
- 3 指定管理者の指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

大津市告示第284号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成25年12月27日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市立木戸老人福祉センター、大津市立北老人福祉センター、大津市立中老人福祉センター、大津市立南老人福祉センター及び大津市立東老人福祉センター
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市浜大津四丁目1番1号 社会福祉法人大津市社会福祉事業団
- 3 指定管理者の指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

大津市告示第285号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成25年12月27日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市立木戸デイサービスセンター、大津市立唐崎デイサービスセンター、大津市立晴嵐デイサービスセンター及び大津市立三大寺デイサービスセンター
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市浜大津四丁目1番1号 社会福祉法人大津市社会福祉事業団
- 3 指定管理者の指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

大津市告示第286号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成25年12月27日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市おごと温泉観光公園

- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市雄琴六丁目5番1号 おごと温泉旅館協同組合
- 3 指定管理者の指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

大津市告示第287号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成25年12月27日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 真野舟だまり及び西ノ切舟だまり
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市本堅田二丁目13番13号 堅田漁業協同組合
- 3 指定管理者の指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

大津市告示第288号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成25年12月27日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 若宮舟だまり及び大津舟だまり
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市下阪本六丁目5番 大津漁業協同組合
- 3 指定管理者の指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

大津市告示第289号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成25年12月27日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津湖岸なぎさ公園ヴェルツブルクハウス
- 2 指定管理者の名称及び所在地 株式会社シーブラッツ・株式会社高橋イーベン共同事業体
構成団体 大津市山上町4番36号 株式会社シーブラッツ
大津市朝日が丘二丁目2番38号 株式会社高橋イーベン
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

大津市告示第290号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成25年12月27日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市小野駅前自転車駐車場、大津市堅田駅前自転車駐車場、大津市おごと温泉駅前自転車駐車場、大津市比叡山坂本駅前自転車駐車場、大津市比叡山坂本駅前第二自転車駐車場、大津市坂本駅前自転車駐車場、大津市唐崎駅前自転車駐車場、大津市大津京駅前自転車駐車場、大津市大津駅前自転車駐車場、大津市膳所駅前自転車駐車場、大津市膳所駅前第二自転車駐車場、大津市石山駅前自転車駐車場、大津市石山駅前第二自転車駐車場、大津市晴嵐自転車駐車場、大津市晴嵐第二自転車駐車場、大津市唐橋前自転車駐車場、大津市瀬田駅北口自転車駐車場及び大津市瀬田駅前自転車駐車場
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市におの浜四丁目2番33号 社会福祉法人大津におの浜障害者福祉協会
- 3 指定管理者の指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

大津市企業局管理規程第13号

大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成22年企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

平成25年12月27日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

別表第3第12項及び第13項中「所有」の次に「又は使用」を加える。

様式第2号中「前納報奨金」を「一括納付報奨金」に改める。

様式第3号中「年 %（当該納期限の翌日から督促状を発した日から起算して10日を経過した日までの期間については年 %）の割合」を「大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例で定める割合（上限は、年14.5%。ただし、当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、上限年7.3%）」に改め、

「一括納付される場合は、この納付書は不要です。」を削る。

様式第4号中「前納報奨金」を「一括納付報奨金」に、「年 %（当該納期限の翌日から督促状を発した日から起算して10日を経過した日までの期間については年 %）の割合」を「大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例で定める割合（上限は、年14.5%。ただし、当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、上限年7.3%）」に改める。

様式第5号中「前納報奨金」を「一括納付報奨金」に改める。

様式第17号中「年 %（当該納期限の翌日から督促状を発した日から起算して10日を経過した日までの期間については年 %）の割合」を「大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例で定める割合（上限は、年14.5%。ただし、当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、上限年7.3%）」に改める。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。